

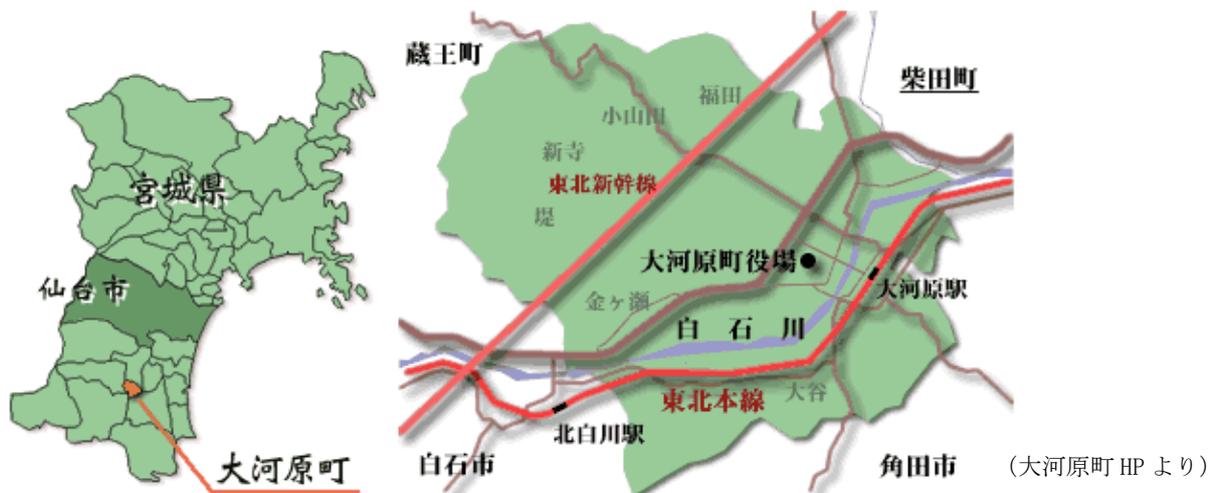
(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 位置・面積・地勢



大河原町は宮城県南部に位置し、北は村田町、東は柴田町、西は蔵王町、南は白石市と角田市と5市町に隣接している。面積は東西に6,620m、南北に5,820mの24.99㎢と小さく、宮城県の面積の0.3%ほどの占有率である。東部より南部にかけて、館山を主峰としこれに連なる柴田・伊具郡界及び白石市白川にまたがる諸丘陵があり、西部は蔵王町との境界をなす丘陵によって囲まれ、北方の村田盆地に続く典型的な盆地である。この間を西部より南部を経て白石川が東流し、その支流である荒川は村田町より南流して葦神山東方で合流する。盆地底は往古白石川の堆積作用によってもたらされた礫・土砂の堆積物によって覆われている。

交通は盛岡から仙台を通り福島や宇都宮を経て東京まで結ぶJR東北本線の大河原駅があるほか、同じく青森市から発してJR東北本線と同様の主要都市を経て東京までを結ぶ国道4号線が町の中央を東西にかけて走っており、奥州街道の宿場町であったころから商業の要衝として栄えていた。

当会の事務所は、白石川の西側に立地しており、地震以外に白石川の東側ほどではないが洪水時の浸水に注意が必要な場所である。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、盆地であるがゆえに当会事務所を含む市街地や商業地、農地のほぼ全域で0.5mから3mの浸水が予想されており、白石川や荒川の両岸では3mから5mの浸水被害となる恐れがある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、丘陵地である北～西側の村田町と蔵王町との境界にある堤、新寺、小山田地区や南側の角田市との境界にある大谷地区の一部に土砂災害の特別警戒区域や警戒区域があるが、事業所は少ない。

(地震：J-SHIS)

当町の直下には活断層は知られていないものの、宮城県沖地震や長町-利府線断層帯における地震または直下型地震により、市街地では今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が30%前後と高く、震度6強以上の揺れに見舞われる確率も10%弱ある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそ

れがある。来場者が20万人を超える一目千本桜の開花時期以外は多くの観光客が訪れる地域でないものの、町内労働力の約6割が町外で就業しており、町民が外部で感染して持ち込まれる可能性は高い。

2. 商工業者の現状（当会調べ、令和7年9月29日宮城県大河原地方振興事務所長承認）

・管内商工業者数

商工業者数（A）	うち、小規模事業者数（B）	小規模事業者割合（B/A）
987	827	83.8%

・業種別状況

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
C：鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	－
D：建設業	172	164	町内全域に分散
E：製造業	68	58	国道・県道沿いに多い
F：電気・ガス・熱供給・水道業	9	6	住宅地に多い
G：情報通信業	2	0	中心市街地に多い
H：運輸業、郵便業	17	9	町内全域に分散
I：卸売業、小売業	293	221	町内全域に分散
J：金融業、保険業	12	8	中心市街地に多い
K：不動産業、物品賃貸業	19	16	町内全域に分散
L：学術研究、専門・技術サービス業	34	26	町内全域に分散
M：宿泊業、飲食サービス業	112	103	町内全域に分散
N：生活関連サービス業、娯楽業	168	156	町内全域に分散
O：教育、学習支援業	14	13	住宅地に多い
P：医療、福祉	14	13	町内全域に分散
Q：複合サービス事業	0	0	－
R：サービス業（他に分類されないもの）	53	34	町内全域に分散
合計	987	827	

3. これまでの取組

（1）当町の取組

- ・ 大河原町地域防災計画の策定
- ・ 大河原町業務継続計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 災害時における防災活動協力に関する協定書の締結
- ・ 防災備品等の整備及び備蓄
- ・ 防災関連マニュアルの整備
- ・ ハザードマップを作成し、広報やホームページにて広く情報発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起

（2）当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者BCPに関するセミナーの周知
- ・ 大規模災害対策マニュアルの策定
- ・ 災害復旧補助金の申請、フォローアップ
- ・ 災害対策の共済、保険の加入推進
- ・ 防災備品の備蓄

II 課題

1. 事業者のBCP策定状況

地域内におけるBCP策定状況は把握されていないが、巡回等で確認している限りでは策定している事業所は無く、その重要性への啓蒙も不足している状況である。

2. 職員の策定支援スキル

上記のとおり、地域内小規模事業者にBCP策定支援を求められた例は皆無に等しく、専門知識や経験を持った人員がいない。また、共済・保険に対する助言を行える職員も不足している。

3. 応急対策に関する町との連携

商工会では大規模災害マニュアルにおいて、緊急時の出勤先を自宅から最寄りの商工会または県連合会と定めており、発災時に十分な人員が確保できない可能性がある。

また、同マニュアルにおいて発災時の安否確認や被害状況確認、連絡手段等を定めているが、町に対する情報伝達の方法等を定めていない。

4. 感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するといった取り組みをこれまで行っていなかった。

また、職員の感染により商工会の支援機能が停止することのないよう、テレワークやスプリットオペレーション等を行うための作業データのクラウド化や知識の共有が進んでいない。

III 目標

1. 地域内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

会員事業所に対しBCPに関する調査を行い、地域内事業者における策定状況を把握する。

また、自然災害リスクを認識してもらうため、大河原町が作成している水害ハザードマップや防災マップ等を用いて地域内の災害リスクについて周知を行い、危機管理意識の向上を図る。

2. 職員の策定支援スキル強化

国、県、宮城県商工会連合会等が実施するBCP策定セミナーに積極的に職員が出席して知識習得に精励するとともに、専門家や保険会社と連携し、情報交換や個別相談会の開催を通じて職員に不足するノウハウを補完する支援体制を構築する。

3. 関係機関との連携体制の構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、ハザードマップを活用しながら大河原町と商工会との間における被害情報報告ルートを構築し、平時から連携した訓練を行う。また、発災後速やかに支援が行えるよう、組織内における指揮命令系統等の体制を確立するため大規模災害マニュアルの見直しを毎年行うとともに、関係機関との連携を平時から構築する。

4. 感染症拡大防止体制の構築

地域内における感染症発生時に、速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、メールやFAXといった郵送に拠らない情報発信の方法を上記BCPに関する調査と併せて事業者から収集し、国内感染者発生期や国内感染拡大期といった局面に応じた情報発信を適時行える体制を構築する。

また、VPN接続による商工会のグループウェアや前述のクラウド型経営支援ツールを活用し、作業データのクラウド化とナレッジマネジメントを強化することにより、感染による商工会の支援機能停止を防止する体制を構築する。

5. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年 4月 1日～令和13年 3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

大河原町商工会と大河原町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

大河原町地域防災計画に基づき、本計画と整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

i) 自然災害等リスク認識に向けた注意喚起

職員の巡回訪問や窓口指導時に、BCP策定状況等経営状況の実態調査を行うとともに、地域ハザードマップ等を活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及び、その影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害等に対応した損害保険・共済加入等)について説明する。

自然災害等におけるリスクは、建物や什器等の損害のみならず、休業による所得損失、事業主や従業員の怪我、復旧費用の資金繰り等多岐にわたることから、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」(別添資料参照)を用いて簡易診断を行い、小規模事業者のリスク管理状況を確認するとともに、リスク軽減のための対策を提案する。

【数値目標】

支援事業	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
事業者BCP策定状況等経営状況実態調査(新規回収件数)	回 (件)	1 (200)	1 (100)	1 (50)	1 (50)	1 (50)
リスクチェックシートによる共済・保険の加入状況等確認	件	30	30	30	30	30
防災ガイド等を用いた災害リスク周知	回	1	1	1	1	1

ii) 情報の共有に関すること

商工会ホームページ、大河原町の広報誌等において、国の施策の紹介やリスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。

iii) 事業者BCP策定に関する指導、助言に関すること

小規模事業者に対し、事業者BCP等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等に関する情報提供をはじめ、事業継続力強化の指導及び助言を行うとともに、必要に応じ専門家を派遣し具体的取組みを支援する。

iv) 各種制度の情報提供に関すること

事業者の必要に応じ事業継続の取組に関する専門家派遣をはじめ、宮城県商工会連合会等の関係団体が主催する普及啓発セミナー開催や行政の施策、損害保険の紹介等の事業継続力強化に関する情報を、商工会の会報やホームページ掲載等により積極的に小規模事業者に提供する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄やオフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

東日本大震災や令和元年台風19号での被害を教訓とし、事業継続計画である大規模災害対策マニュアルを策定し、運用している。毎年度初めに更新しているため、状況に応じ修正を加え、事業実施期間中においても運用を継続する。

【数値目標】

- ・商工会の大規模災害マニュアルを年1回見直し

③ 関係団体等との連携

全国の商工会で加入勧奨している、商工会の休業対応応援共済制度(元受団体/全日本火災共済協同組合連合会)を販売する宮城県火災共済協同組合や損害保険会社に専門家等の派遣を依頼

し、巡回・窓口相談時をはじめ、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーの共催や自然災害に対応した各種共済制度の紹介等を実施する。

また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

自然災害対応力強化に関する注意喚起を促すため、関係機関に災害リスク対応を啓発するポスター等の提供を依頼し、商工会を訪れた事業者が目にする場所に掲示する。

④ フォローアップ

前述①で実施する地域内小規模事業者のBCP策定状況等調査の結果を把握し、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また、国、県、宮城県商工会連合会等が実施するBCP策定セミナーへの参加や個別相談会の実施等を通じて計画の見直しや実際の運用についてノウハウを学び、支援体制の強化を図る。

【数値目標】

- ・BCPセミナーへの年1回、職員1名参加
- ・BCP策定個別相談会の年1回開催

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

災害発生時に混乱なく円滑に本計画を実施できるよう、自然災害（震度6弱以上）が発生したと仮定し、大河原町との連絡ルートの確認と、必要に応じて訓練を実施する。

【数値目標】

- ・地域行政と連絡ルート確認訓練を年1回実施

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- i) 大規模災害対策マニュアルに基づく緊急連絡網等を活用し、職員の安否及び業務従事の可否を確認したうえで、商工会と大河原町により応急対策の方針を決定し、管内小規模事業者の被災状況の把握に努め、情報の共有化を図る。
- ii) 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- iii) 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大河原町に設置される感染症対策本部からの指示・依頼等に基づき、商工会における感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

商工会と大河原町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針および、職員自身の安全確保状況により応急対策ができない場合の役割分担を決め、大まかな被害状況確認と速やかな情報共有を行う。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある

- ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
- ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある

- ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生し

	ている。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

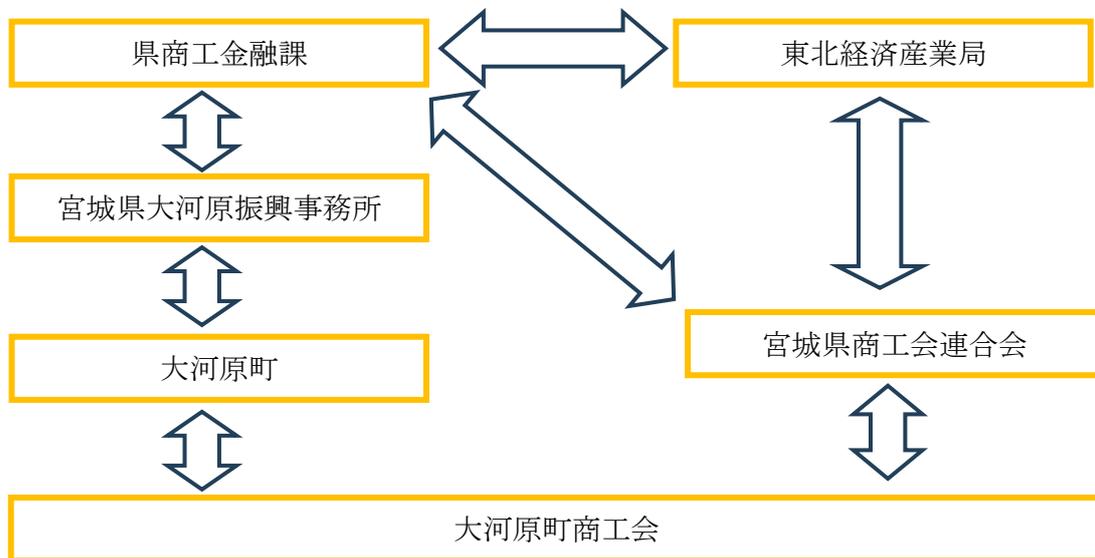
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週に1回共有する
4週間～3ヶ月	1ヶ月に1回共有する
3ヶ月以降	3ヶ月に1回共有する

・大河原町地域防災計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

3. 発災時における指示命令系統・連携体制

- ① 被害情報を迅速に把握できる指示命令系統を構築し、大河原町及び宮城県、宮城県商工会連合会に報告する。
※被害情報については、指示命令系統を構築後、商工会情報収集担当職員が中心となり、迅速な情報収集に努める。
- ② 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みを構築する。具体的には、町からの円滑な災害の発生状況に関する情報を受けつつ、事業者に関する被害状況を確認し、報告する情報共有体制の構築を行う。
- ③ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ④ 商工会と大河原町は被害状況の確認方法や被害額(建物、備品、商品等)の算定方法について、訓練等を実施の上、あらかじめ確認する。
- ⑤ 商工会と大河原町が共有した情報を、大河原町より宮城県大河原地方振興事務所へ報告する。
- ⑥ 感染症流行の場合、国や宮城県からの情報や方針に基づき、商工会と大河原町が共有した情報を大河原町より宮城県大河原地方振興事務所へ報告する。



4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

下記の手順により、迅速な相談窓口の開設および支援を行う。

- ① 相談窓口の開設方法について、宮城県商工会連合会や大河原町と協議する。(商工会は、国の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。)
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、必要に応じ事業継続力強化の取組状況や経営状況についても確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策(国、宮城県、大河原町等の施策)について、地区内小規模

事業者へ周知する。

⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした視線策や相談窓口の開設等を行う。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

① 宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

② 被害が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会、宮城県等に要請する。

6. 地域防災計画との連携

① 大河原町の地域防災計画に基づき、物価安定や救援物資、復旧資材の確保等に協力する。

② 大河原町の防災訓練に参加するなど、日頃から連携強化に努める。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

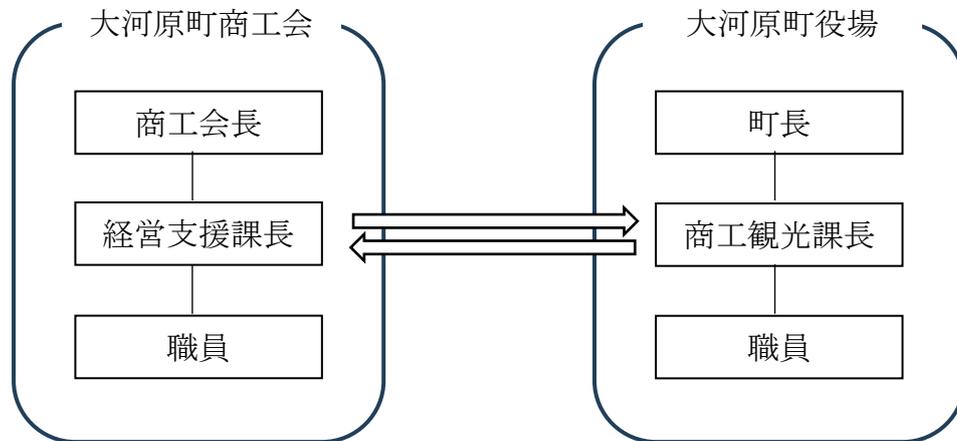
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

1. 実施体制



2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大友 弘貴 (連絡先は後述の3.(1)参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3. 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

大河原町商工会

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南104

TEL: 0224-53-1260 / FAX: 0224-53-2254

E-mail: ogawara_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

(2) 関係市町村

大河原町商工観光課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL: 0224-53-2659 / FAX: 0224-53-3818

E-mail: syoukou@town.ogawara.miyagi.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	720	720	720	720	720
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ郵送費	70	70	70	70	70
・防災、感染対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大河原町補助金、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。